

(写)

27西生文第 258 号

平成 27 年 8 月 19 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 26 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 27 年 3 月 31 日付 26 西監第 203 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

生活文化スポーツ部文化振興課

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、帳票類（実施起案・仕様書・請書・完了報告書）の日付が不整合なもの、必要事項の記載漏れや誤りなどが見受けられた。</p> <p>「契約事務の手引き」等にのっとり適正な契約事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>「契約事務の手引き」等に基づき契約事務の流れを再度確認するとともに、主管課契約に関する帳票類（実施起案・仕様書・請書・完了報告書）については、担当者を含め複数で確認を行うチェック体制を確立し、必要事項の記載漏れ等、誤りがないように努めている。</p>
指摘事項 2	<p>行政財産使用料免除の手続きについて、免除を受けようとする者から申請書を提出させることなく使用料免除の決定を行っているものが見受けられた。</p> <p>適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>使用許可申請書及び減免申請書に基づき、課内において行政財産における事務処理を周知徹底し、適正な減免事務処理を行っている。</p>

指摘事項 3	<p>物品の管理方法について、西東京市物品管理規則では、物品を常に良好な状態で使用できるよう整理保管し、備品の登録・処分等については、財務会計システムにより管理することになっているが、登録備品を抽出して確認したところ、所在不明なもの、物品管理ラベルの不整合や貼付がないもの、手続きなく廃棄されていたもの、また非活用備品が見受けられた。</p> <p>規則にのっとり適正な管理を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>各施設と現状の保管状況の確認を施設担当者のほかに複数の職員により確認作業を徹底し、備品台帳の登録や更新、廃棄などの更新作業を適正に行っている。</p>

(写)
27 西生ス第 173 号
平成 27 年 8 月 19 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 26 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 27 年 3 月 31 日付 27 西監第 203 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

生活文化スポーツ部スポーツ振興課

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、実施起案と見積経過調書の内容に不整合があるものや添付書類に不備のあるものがあった。 「契約事務の手引き」等にのっとり適正な契約事務を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>監査結果を厳粛に受け止め、今後の適正な事務執行に努める。 「契約事務の手引き」等に基づき契約の実施起案から契約までの流れを再度確認して適正な契約事務を行う。 課内会議を行い、「契約事務の手引き」を参照のもと、適正な事務執行に努めるよう職員に周知徹底を図る。</p>
指摘事項 2	<p>行政財産使用料について、西東京市使用料条例では、行政財産使用料の額の算定について定めているが、算出方法や算定上の数値に誤りのあるものが見受けられた。 条例にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>西東京市行政財産使用料条例第2条の行政財産使用料の算定方法を、全員が正しく理解するために課内で勉強会を開き、必要な手順・項目を周知徹底した。 行政財産使用料算出計算書などの関係書類の確認にあたっては、複数でのチェック体制を図り、条例にのっとり適正な事務を行う。</p>

指摘事項3	<p>教育財産の目的外の使用許可について、西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程では、教育長の決裁と定めているが、教育財産である西原総合教育施設の自動販売機設置に係る目的外の使用許可については、教育部に属していないスポーツ振興課において処理されていた。</p> <p>規程にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程・西東京市教育財産管理規則等に基づき学校運営課と協議を行い、教育長が教育財産使用許可を行うこととした。</p> <p>課内及び学校運営課においても共通認識を持ち、適正な事務を行う。</p>

指摘事項4	<p>物品の管理方法について、西東京市物品管理規則では、物品を常に良好な状態で使用できるよう整理保管し、備品の登録・処分等については、財務会計システムにより管理することになっているが、登録備品を抽出して確認したところ、所在不明なもの、物品管理ラベルの不整合や貼付がないもの、手続きなく廃棄されていたもの、また非活用備品が見受けられた。</p> <p>規則にのっとり適正な管理を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>西東京市物品管理規則に基づき指定管理者と連携し、各施設における備品の登録・処分等の確認を行い、財務会計システム上の登録備品との整合性を図る。</p> <p>非活用備品については、指定管理者と精査の上、有効的な活用方法を協議する。</p> <p>既に廃棄された物品や、所在不明の物品については、廃棄処理を行う等、規則にのっとり適正な備品管理を行う。</p>